

岩手県告示第38号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた宮古港港湾計画を次のとおり変更した。

平成27年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

小型船だまり計画

船揚場背後に防潮堤が整備されることから、影響を受ける次の施設について計画を変更する。

日立浜地区

船揚場 延長375メートル（うち100メートル既設）（既定計画の変更計画）

物揚場 水深2メートル 延長120メートル（既設の変更計画）

なお、これに伴い既設の物揚場40メートルを撤去する。

既定計画
船揚場 延長375メートル（うち325メートル既設）
既設
物揚場 水深2メートル 延長160メートル

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター